

改正

昭和45年9月1日いわき市水道部管理規程第11号
昭和45年10月1日いわき市水道部管理規程第13号
昭和45年12月1日いわき市水道部管理規程第15号
昭和46年12月15日いわき市水道部管理規程第5号
昭和50年11月1日いわき市水道局管理規程第9号
昭和51年3月31日いわき市水道局管理規程第4号
昭和51年8月16日いわき市水道局管理規程第13号
昭和52年11月21日いわき市水道局管理規程第5号
昭和54年3月1日いわき市水道局管理規程第2号
昭和56年12月28日いわき市水道局管理規程第9号
昭和60年11月1日いわき市水道局管理規程第5号
昭和61年3月31日いわき市水道局管理規程第7号
昭和63年7月1日いわき市水道局管理規程第5号
平成元年3月31日いわき市水道局管理規程第18号
平成元年6月30日いわき市水道局管理規程第20号
平成4年9月30日いわき市水道局管理規程第9号
平成5年3月31日いわき市水道局管理規程第10号
平成6年3月30日いわき市水道局管理規程第2号
平成7年3月14日いわき市水道局管理規程第8号
平成8年3月31日いわき市水道局管理規程第6号
平成9年3月31日いわき市水道局管理規程第10号
平成10年3月24日いわき市水道局管理規程第5号
平成12年4月1日いわき市水道局管理規程第18号
平成14年4月1日いわき市水道局管理規程第14号
平成15年2月25日いわき市水道局管理規程第2号
平成17年4月26日いわき市水道局管理規程第6号
平成19年3月30日いわき市水道局管理規程第17号

平成26年 2 月28日いわき市水道局管理規程第 1 号

平成31年 3 月28日いわき市水道局管理規程第 6 号

令和元年 8 月21日いわき市水道局管理規程第 9 号

令和 2 年 3 月27日いわき市水道局管理規程第 1 号

令和 3 年10月20日いわき市水道局管理規程第 6 号

令和 8 年 1 月 8 日いわき市水道局管理規程第 1 号

いわき市水道事業給水条例施行規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 給水装置の工事及び費用（第 4 条—第19条）

第 3 章 給水（第20条—第26条）

第 3 章の 2 給水加入金（第26条の 2）

第 4 章 料金及び手数料（第27条—第33条）

第 4 章の 2 簡易専用水道及び準簡易専用水道以外の貯水槽水道の維持管理（第33条の 2）

第 5 章 補則（第34条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、いわき市水道事業給水条例（昭和44年いわき市条例第124号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（共用給水装置及び連合給水装置の設置条件）

第 2 条 条例第 4 条第 2 号及び第 3 号の規定により水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるものは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- （1） 専用給水装置を設置する資力のない者
- （2） 地形等により専用給水装置を設置することが困難なもの
- （3） 共同住宅等で居住の用のみに使用するもの
- （4） その他管理者が特別の事情があると認めるもの

（代理人及び管理人）

第 3 条 条例第 6 条の規定による代理人を定め又は変更したときは、代理人選定（変更）届（第 1 号様式）、条例第 7 条の規定による管理人を定め又は変更したときは、次の各号に掲げる者の連署を

もつて管理人選定（変更）届（第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

（1） 給水装置を共有するときは、当該給水装置の所有者

（2） 共用給水装置及び連合給水装置（以下「共用給水装置等」という。）を使用するときは、当該給水装置の使用者

2 前項の管理人は、当該給水装置を所有又は使用する者のうちから選定しなければならない。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水工事の申込み）

第4条 条例第8条第1項の規定による申込みは、給水装置工事申込書及び設計書（第3号様式）、条例第24条第1項の規定により修繕その他必要な処置を請求する場合は、給水装置修繕工事申込書（第4号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項前段の申込みには、条例第25条の2及び第25条の3の規定による給水加入金を添えて提出しなければならない。ただし、管理者は次の各号により給水加入金の納入期限を納入通知書発行の日から30日以内とさせることができる。

（1） 官公庁、学校及び管理者が特に認める者による場合

（2） 納入日の変更について、その理由を付した申請書を提出し承認を受けた場合

（3） 納入を完了するまでの間、メーターの交付は受けられないものとする

3 給水装置工事申込書及び設計書を提出する場合で、条例第6条の規定による代理人を置く必要があるときは、当該申込書の代理人の欄に記載することにより、第3条の規定による代理人選定（変更）届を省略することができる。

（給水装置工事の着手）

第4条の2 条例第8条第1項の規定により工事の承認を受け、工事に着手するときは、条例第11条に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）が、速やかに給水装置工事着工届（第4号様式の2）を管理者に提出しなければならない。ただし、修繕工事についてはこの限りでない。

（利害関係人の同意書の提出）

第5条 給水装置工事の申込者は、条例第8条第2項の規定により次の各号の一に該当するときは、当該工事に関する利害関係人等の同意書を管理者に提出しなければならない。

（1） 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する家屋に給水装置を設置するとき。

（2） 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。

（3） その他特別の理由があるとき。

(工事申込みの取消し)

第6条 給水装置工事の申込者が工事の申込みを取り消すときは、速やかに給水装置工事申込取消届(第5号様式)を管理者に提出しなければならない。

- 2 給水装置工事の申込者が、条例第13条に規定する予納金を、納入通知書発付の日から30日以内に納入しないときは、前項の届出がなくとも当該工事の申込みを取り消したものとみなす。
- 3 前2項の規定により取り消したときは、管理者は、その旨を申込者に通知し、既納の加入金及び手数料を還付するものとする。ただし、条例第11条第2項の設計審査に係る手数料(以下「設計審査手数料」という。)については還付しない。

(工事の申込みの変更)

第6条の2 条例第8条第1項の規定による承認を受けた申込みについて、次の各号のいずれかに該当する工事の施行内容に変更を生じたときは、指定事業者は速やかに給水装置工事設計変更届(第6号様式)を提出し、再度第4条前段の申込みを行い管理者から承認を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

- (1) 栓数が増減するとき。
 - (2) 分岐に変更があるとき。
 - (3) 給水管の延長又は給水管の位置に著しい変更があるとき。
 - (4) 口径に変更があるとき。
 - (5) 止水栓又はメーターの位置に著しい変更があるとき。
 - (6) 使用材料に著しい変更があるとき。
 - (7) 工期の変更があるとき。
- 2 前項の規定による工事の施行内容を変更したときは、既に申込みの承認を受けている給水装置工事の申込みの取消しについては、第6条第1項の規定の届出は省略することができる。
 - 3 第1項の規定による工事の施行内容を変更したときは、当該給水装置工事の際に既納の加入金及び手数料を清算し、差額が生じた項目それぞれに追徴又は還付するものとする。ただし、設計審査手数料については還付しない。

(給水装置の構成)

第7条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓及びメーター等をもって構成する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、その一部を設けないことができる。

- 2 給水装置には、止水栓きょう、メーターきょう及びその他付属用具を備えなければならない。

(受水槽の設置)

第8条 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所その他必要ある箇所には、受水槽を設置しなければならない。

2 前項の基準は、別に定める。

(給水装置の構造及び材質)

第9条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しているものでなければならない。

2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を別に定めることができる。

(給水装置工事の工法及び工期等)

第9条の2 管理者は、前条第2項に係る給水装置工事の工法、工期その他の工事上の条件に関することについては、別に定めることができる。

(給水管の使用制限)

第10条 車の往来のはげしい道路の縦・横断には、铸铁管、ポリエチレン管、ステンレス鋼管及びビニル管以外の管を使用してはならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 給水装置の地表の立ち上がり及び水路等のかけ渡し部分には、ビニルライニング鋼管及びステンレス鋼管以外の管を使用してはならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(給水管の埋設の深さ)

第11条 道路に埋設する給水管は、道路管理者の占用条件に基づき埋設し、その他の土地では0.4メートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、道路管理者の条件があるときは、これに従うものとする。

第12条 削除

(メーターの保護措置)

第13条 メーターは、铸铁製又は樹脂製のきょうで保護し、その費用は、給水装置の所有者又は使用者の負担とする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(工事検査)

第14条 条例第11条第2項に規定する工事検査は、指定事業者が給水装置工事完成届（第6号様式の2）及びしゅん工図（第3号様式裏面）を提出し、当該書類等をもつて行い、材料確認を含むものとする。

2 前項の工事検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて工事

検査を受けなければならない。

(工事の保証期間)

第15条 市が施行した給水装置工事で、完成後6箇月以内に当該工事のかしに起因して破損又は漏水したときは、市が補修しその費用は市の負担とする。

(工事費の算出方法)

第16条 条例第12条第3項に規定する工事費の算出については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 設計費は、設計工事金額に100分の10以内を乗じて得た額とする。
- (2) 材料費は、その工事に使用する材料の数量に管理者が定めた単価を乗じて得た額とする。
- (3) 運搬費は、材料その他の運搬のために要する経費とし、管理者が別に定めるところにより算出した額とする。
- (4) 労力費は、管類の継手作業、せん類の取付作業、掘さく作業及びその他の作業に従事する配管工、土工の賃金の額にそれぞれの作業に要する労力費の算出歩掛を乗じて算出することとし、配管工、土工の賃金の額、労力費算出歩掛については、管理者が別に定める。
- (5) 道路復旧費は、道路管理者が定めるところによるもののほか、管理者が別に定める算出歩掛により算出した額とする。
- (6) 間接経費は、損料及び事務費で材料費と労力費の合計額に100分の10以内を乗じて得た額とする。
- (7) 前各号に定めるもののほか、特別の費用を要するものは、その実費を基準として算出する。

(工事費の後納)

第17条 条例第13条第1項ただし書に規定する工事の後納金は、納入通知書発付の日から30日以内に全額納入しなければならない。

- 2 条例第13条第1項ただし書に規定する工事とは、官公庁、学校等の工事及び修繕工事とする。
- 3 前項の規定により修繕工事を除く工事費の後納の承認を受けようとする者は、その理由を付した給水装置工事費後納承認申請書(第7号様式)を管理者に提出しなければならない。
- 4 前項の後納の工事による給水装置所有権の移転の時期は、当該工事の工事費が完納になったときとし、その管理は、当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の精算)

第18条 条例第13条第2項ただし書の規定による実費に満たないときは、概算額と精算額の差額が100円未満の場合をいう。

(工事費の分納)

第19条 条例第14条の規定により分納の承認を受けようとする者は、給水装置工事費分納承認申請書（第8号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の分納承認申請書には、管理者が適当と認める連帯保証人2人を付けなければならない。

3 第1項に規定する分納の承認を受けようとする者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

（1） 工事費が2万円をこえる新設工事の申込者で、工事費を全額前納する資力がないと認められる者

（2） 公益上その他分納を適当と認められる者

4 前項により承認された工事は、第1回分納額を納入した後でなければ着手しない。

5 分納額は、申請者の希望と諸条件を勘案し、そのつど管理者が定める。

6 給水装置の工事施行中申込者の責に帰すべき理由によつて工事を中止し、又は取り消したときは、直ちに既設の工事を打ち切り、精算額を納付しなければならない。

第3章 給水

（給水契約の申込み）

第20条 条例第18条の規定により水道を使用しようとする者は、水道使用開始届（第9号様式）を管理者に提出しなければならない。

（メーターの設置基準）

第21条 メーターは、次の各号の基準により設置する。

（1） 給水栓及び受水槽まで直接給水するものについては、専用給水装置又は共用給水装置等ごとに1個。ただし、専用給水装置で料率の異なる使用がある場合は、用途別に1個

（2） アパート等で、管理者が特に認めたものについては、1棟ごとに1個

（メーターの位置）

第22条 条例第19条第2項に規定するメーターの位置は、メーターの点検を容易に行うことができ、常に清潔で、かつ、損傷の危険のない場所でなければならない。そのメーターの取付け位置の選定にあつては、原則として次の各号によるものとする。

（1） 給水装置の取出し地点に近い宅地境界線際とすること。

（2） ビル、倉庫等で外に取付けることが不可能な場合は、建物の通路上とすること。

（メーターの亡失き損）

第23条 条例第20条第3項の規定によるメーターを亡失し、又はき損した場合は、水道メーター亡失（き損）届（第10号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 2 条例第20条第3項の規定による損害額とは、メーターを亡失又はき損したとき、原形に復するために要する費用とする。

第24条 削除

(水道の使用中止及び変更等の届出)

第25条 条例第22条の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道の使用をやめるときは、水道使用休止届（第11号様式）
 - (2) 給水装置の用途を変更するとき、給水装置用途変更届（第13号様式）
 - (3) 消防演習のため私設消火栓を使用するとき、私設消火栓演習使用許可願（第14号様式）
 - (4) 水道使用者に変更があつたときは、給水装置使用者変更届（第15号様式）
 - (5) 共用給水装置等の使用世帯数に変更があつたときは、使用世帯数変更届（第12号様式）
 - (6) 給水装置の所有者に変更があつたときは、給水装置所有者変更届（第16号様式）
- 2 前項第3号の私設消火栓演習使用許可願には、公的演習に使用する場合にあつては、その事実を証明する書類を添付しなければならない。
- 3 私設消火栓を消防のため使用したときは、その旨直ちに口頭をもつて届け出なければならない。
- (給水装置及び水質の検査)

第26条 条例第25条第1項に規定する給水装置又は水質検査の結果は書面をもつて通知する。

- 2 条例第25条第2項に規定する特別の費用を要したときとは、次の各号の一に該当する場合をいう。
- (1) 給水装置については、その構造、材質、機能及び漏水等について平常の検査以外の検査を行う場合
 - (2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等で市の検査設備能力をこえる検査を行う場合
- 3 管理者は、検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことができる。

第3章の2 給水加入金

(給水加入金)

第26条の2 条例第25条の2に定める給水加入金のうち、条例別表第1により管理者が定めるものについては、次のとおりとする。

メーター口径	金額
200ミリメートル	32,340,000円

第4章 料金及び手数料

(用途の適用基準)

第27条 条例第27条に規定する水道料金（以下「料金」という。）の用途の適用基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 浴場用 一般公衆のため浴場営業に使用するもの又は組合団体等がもつばら入湯料の徴収によつて経営する浴場に使用するもので、管理者が認めたもの
- (2) 船舶用 管理者が指定した専用給水装置により船舶に給水するもの

第28条 削除

(使用水量及び用途の認定)

第29条 条例第30条に規定する使用水量及び用途等の認定は、次の各号を基準として行う。

- (1) 前4箇月の平均使用水量
- (2) 前年度同期の使用水量
- (3) 世帯人員
- (4) 類似する使用者の実態
- (5) その他の参考事項

第30条 削除

(料金概算額の徴収)

第31条 条例第33条の規定による料金概算額は、土木工事、建築工事、興業等のため臨時に給水装置を使用する者に対し、使用予定期間中の料金概算額とし、使用予定期間が3箇月以上にわたるものについては、3箇月分の料金概算額とする。

(料金の納入期限)

第32条 条例第35条に規定する料金の納入期限は、納入通知をした月の末日までとする。ただし、管理者が認めた場合は、これを変更することができる。

(料金等の軽減又は免除)

第33条 条例第37条の規定による料金及び手数料を軽減又は免除が出来るものは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害その他により料金の納入が困難であると認められる者
- (2) 私設消火栓を火災その他非常災害に使用したとき。
- (3) その他管理者が必要であると認めるとき。

2 給水加入金の軽減又は免除については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置の設置場所に変更を生じた場合及びメーター口径を変更した場合で、給水加入金の

軽減（免除）申請書（第17号様式）により管理者に申請がなされたとき。ただし、メーター口径の減径による給水加入金の差額は、返還しない。

（２） 公設に準ずる私設消火栓及び防火水槽のための給水装置を新設するとき。

３ 前項第１号の規定により申請があったときは、給水加入金の軽減（免除）決定通知書（第18号様式）により申請者に通知するものとする。

第４章の２ 簡易専用水道及び準簡易専用水道以外の貯水槽水道の維持管理

（簡易専用水道及び準簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第33条の２ 条例第41条の３第３項の規定による簡易専用水道及び準簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、いわき市飲用井戸等衛生対策要領に定めるところによるものとする。

第５章 補則

（水道職員の証票）

第34条 水道職員は、メーターの点検、給水装置の検査、違反処分その他職務を執行するときは、常にその身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

附 則

- １ この規程は、公布の日から施行する。
- ２ いわき市水道条例施行規程（昭和41年いわき市水道部告示第１号）は、廃止する。
- ３ この規程に規定する届出、申請等の様式については、この規程施行の際現に使用しているものについては、当分の間、なお従前の例による。
- ４ この規程の施行前に廃止前のいわき市水道条例施行規程の規定に基づいてなされた許可、承認その他の処分又は届出、申請その他の手続は、この規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和45年９月１日いわき市水道部管理規程第11号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年10月１日いわき市水道部管理規程第13号）

改正

昭和45年12月１日いわき市水道部管理規程第15号

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年12月１日いわき市水道部管理規程第15号）

この規程は、昭和46年１月１日から施行する。

附 則（昭和46年12月25日いわき市水道部管理規程第5号）

この規程は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則（昭和50年11月1日いわき市水道局管理規程第9号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前の規定に基づいてなされた給水管の使用、給水管の埋設の深さ及びメーターの保護措置は、この規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和51年3月31日いわき市水道局管理規程第4号）

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年8月16日いわき市水道局管理規程第13号）

この規程は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則（昭和52年11月21日いわき市水道局管理規程第5号）

この規程は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月1日いわき市水道局管理規程第2号）

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月28日いわき市水道局管理規程第9号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日以降の工事申込みをするものから適用する。

附 則（昭和60年11月1日いわき市水道局管理規程第5号）

この規程は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日いわき市水道局管理規程第7号）

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年7月1日いわき市水道局管理規程第5号）

この規程は、公表の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年3月31日いわき市水道局管理規程第18号）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第9号様式の改正規定は、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成元年6月30日いわき市水道局管理規程第20号）

- 1 この規程は、平成元年7月1日から施行する。
- 2 この規程に規定する第3号様式については、この規程施行の際現に使用しているものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年 9 月 30 日いわき市水道局管理規程第 9 号）

この規程は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 31 日いわき市水道局管理規程第 10 号）

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前のいわき市水道事業給水条例施行規程により作成した様式で現に使用しているものについては、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 6 年 3 月 30 日いわき市水道局管理規程第 2 号）

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 14 日いわき市水道局管理規程第 8 号）

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 31 日いわき市水道局管理規程第 6 号）

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日いわき市水道局管理規程第 10 号）

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 24 日いわき市水道局管理規程第 5 号）

- 1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前のいわき市水道事業給水条例施行規程により作成した様式で現に使用しているものについては、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 12 年 4 月 1 日いわき市水道局管理規程第 18 号）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日いわき市水道局管理規程第 14 号）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 2 月 25 日いわき市水道局管理規程第 2 号）

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 26 日いわき市水道局管理規程第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に作成された様式については、平成17年10月31日までは従前のとおり使用することができる。

附 則（平成19年3月30日いわき市水道局管理規程第17号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に作成された様式で現に使用しているものについては、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

附 則（平成26年2月28日いわき市水道局管理規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日いわき市水道局管理規程第6号）

- 1 この規程は、平成31年5月1日から施行する。ただし、第26条の2の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の規程に基づいて作成されている様式書類は、当分の間、所要の調整の上これらを使用することができる。

附 則（令和元年8月21日いわき市水道局管理規程第9号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日いわき市水道局管理規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月20日いわき市水道局管理規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年1月8日いわき市水道局管理規程第1号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

様式（省略）